

独占禁止法に関する相談事例集 (平成21年度)について

平成22年7月7日

公正取引委員会事務総局

相談事例集では

- 相談者以外にも参考になると思われる事例を掲載
- 独占禁止法上の考え方を分かりやすく説明

＜相談内容別件数＞

	平成20年度	平成21年度
事業者の活動に関する相談	2, 272	2, 648
事業者団体の活動に関する相談	419	352
合計	2, 691	3, 000

平成21年度相談事例集では

- 事業者の活動に関する相談 6件
- 事業者団体の活動に関する相談 6件

【システム製品の販売業者による不当廉売】

【概要】 システム製品の販売業者が、官公庁の発注する調査・研究業務の入札において、既に実施済みの調査・研究業務に要した費用を原価に算入せずに入札価格を設定することは、独占禁止法上問題となるか。

【検討】 ○ 「供給に要する費用を著しく下回る」とは「可變的性質を持つ費用」を下回るかどうかで判断される。

○ 調査・研究業務に要した費用は、当該発注に密接に関連する費用であり、可變的性質を持つ費用となる。

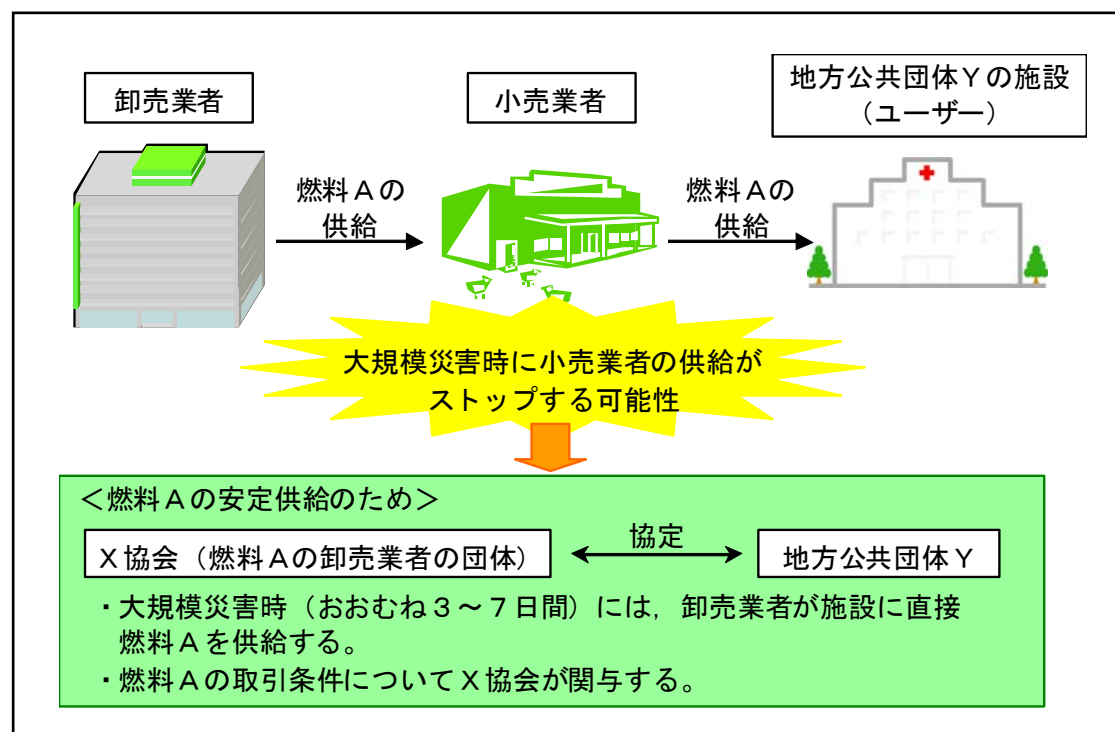
○ 調査・研究の成果が、複数の入札に利用される場合は、その業務に要した費用のうち、合理的な回収見込みに基づいて当該入札に配賦された額が、可變的性質を持つ費用となる。

【結論】 既に実施済みの調査・研究業務に要した費用を原価に算入せずに入札価格を設定する場合、当該入札価格が可變的性質を持つ費用を下回り、「供給に要する費用を著しく下回る対価」となる可能性がある。

【事業者団体による会員の取引条件の決定への関与】

【概要】 次のような協定を結ぶことは、独占禁止法上問題となるか。

【検討】



○ 燃料Aの供給は災害発生直後の短期間である。

○ 施設ごとの会員の振分方法及び供給価格の設定方法は、燃料Aの安定供給という社会公共的な目的を達成する上で合理的に必要な範囲内である。

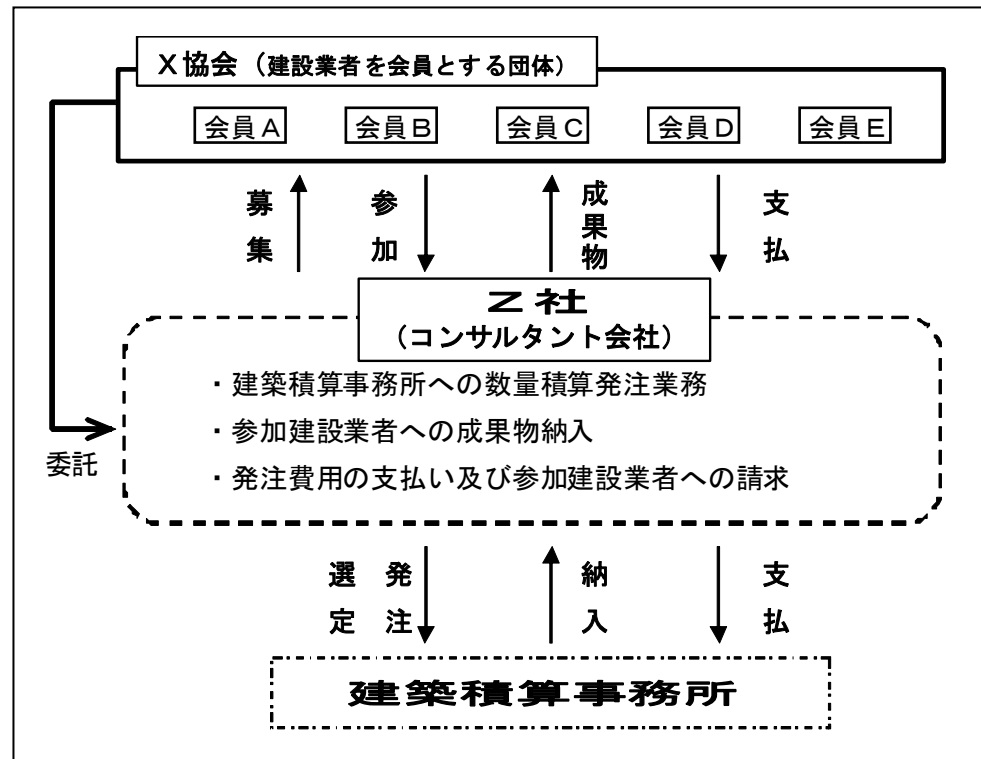
○ 特定の会員に対して差別的なものではない。

【結論】

燃料の卸売業者を会員とする団体が、大規模災害時に会員が燃料を供給する際の取引条件の決定に合理的に必要な範囲内で関与することは、独占禁止法上問題となるものではない。

【事業者団体による共同発注システムの構築】

【概要】 次のようなシステムを構築・運用する
ことは独占禁止法上問題となるか。



○ 共通化される積算結果は数量のみであり，材料等の単価や管理費等は利用者が独自に決定する。

○ 建築工事の入札価格のうち，数量積算に要する費用が占める割合は，約0.2パーセントにすぎない。

○ 共同発注システムの利用は会員の任意である。

【結論】

建設業者を会員とする団体が，会員向けの数量積算共同発注システムを構築することは，独占禁止法上問題となるものではない。